

令和2年第3回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和2年6月22日（月）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第27 議案第18号 令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）
日程第28 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書
日程第29 意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書
-

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会会長	新国純一君

◎説明員

副町長	舟木淳次君	総務部長	佐藤祐治君
民生部長	平間敏春君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	鈴木浩君

《令和2年6月22日》

企 画 課 長	今 井 昌 幸 君	財 政 課 長	堀 嶋 英 俊 君
生田原総合支所長	大 辻 祐 一 君	丸瀬布総合支所長	伊 藤 雅 彦 君
白滝総合支所長	鴻 上 栄 治 君	会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君
教 育 部 長	大 貫 雅 英 君	総 務 課 長	村 上 裕 和 君
監査委員事務局長	奥 山 隆 男 君	選挙管理委員会事務局長	奥 山 隆 男 君

◎議会議務局職員出席者

事 務 局 長	菊 地 隆 君	事 務 局 係 長	田 中 郁 美 君
事 務 局 主 幹	岩 井 誠 志 君		

◎開議宣告

- 議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、稲場議員、岩澤議員を指名します。
-

◎日程追加の議決

- 議長（前田篤秀君） お諮りします。
お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。
これを日程に追加し、議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。
-

◎日程第27 議案第18号

- 議長（前田篤秀君） 日程第27 議案第18号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

- 財政課長（堀嶋英俊君） 議案第18号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ359万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を219億1,543万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に179万6,000円を追加し、総額を39億6,398万円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に179万7,000円を追加し、総額を2億179万7,000円とするものです。

これにより、歳入合計219億1,184万6,000円に359万3,000円を追加

し、総額を219億1,543万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

10款教育費につきましては、2項小学校費に244万8,000円を追加、3項中学校費に114万5,000円を追加し、総額を11億6,503万2,000円とするものです。

これにより、歳出合計219億1,184万6,000円に、359万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の219億1,543万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費、小学校管理一般経費244万8,000円につきましては、教室等における喚起対策のため、また長期臨時休業の影響により夏休み期間を短縮して授業を行うことから、暑さ対策、熱中症対策のため、小学校各教室用の扇風機139台、体育館用の工場扇18台を購入する経費を計上するものです。

3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費114万5,000円につきましては、同様に中学校各教室の扇風機64台、体育館用の工場扇10台を購入する経費を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金6目教育費国庫補助金179万6,000円につきましては、学校保健特別対策事業費補助金の追加です。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金179万7,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

10款教育費、8ページから11ページ。

高橋議員。

○1番（高橋義詔君） 参考までに、扇風機の単価と体育館につける工場扇、ちょっとそこが分からなかったのだけれども、その単価。それでこの工場扇というのは何か教えてください。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 扇風機の単価の御質問についてお答えをいたします。

設計上扇風機の単価であります、1台1万6,280円での設計単価となっております。

ます。

また、工場扇についてであります。形的に扇風機のようなものなのですが、よく牛舎ですとか工場とかで回している送風機ということになります。工場扇の単価は1万230円で見積もってございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） 今の部分で、消耗品というふうに入っているのですが、扇風機、これは財務規則211条のただし書によって消耗品というふうになっているのかお伺いします。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、財務規則上、扇風機自体は備品として位置づけられておりますが、購入価格が2万円未満のもの、それは備品から除くということで消耗品費として計上させていただいております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、20款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第18号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第28 意見案第1号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） ー登壇ー

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を提案いたします。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用、所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町を初め、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取組が進められているところです。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一般的な取組や森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年6月22日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第29 意見案第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第29 意見案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

稲場議員。

○11番(稲場仁子君) ー登壇ー

地方財政の充実・強化を求める意見書について、一部読み上げて提案いたします。

今、地方自治体には医療・介護などの社会保障への対応など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められています。

また、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、新たに発生している感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財政対応について、政府は令和3年度の地方財政計画まで平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしていますが、人口減少、超高齢化に伴う社会保障費関連を初めとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、令和3年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう政府に以下の事項の実現を強く求めます。

1、社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスを初めとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。

2、とりわけ子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、対策を講じること。

4、令和2年度の地方財政計画では、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年6月22日、北海道遠軽町議会。

《令和2年6月22日》

意見書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）です。

議員各位の御賛同を心からお願い申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付いたします。

◎閉会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） これで、本日の会議を閉じます。

以上で、令和2年第3回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 為 田 篤 秀

署 名 議 員 福 場 仁 子

署 名 議 員 岩 津 武 弘